

# 第1章

---

令和元年度に講じた  
人権教育・啓発に関する施策

# 人権一般の普遍的な視点からの取組

## 1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養<sup>かん</sup>を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

### (1) 学校教育

#### ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成16年6月に「第1次とりまとめ」、平成18年1月に「第2次とりまとめ」、平成20年3月に「第3次とりまとめ」を公表した。文部科学省では、この第3次とりまとめを全国の国公立学校や教育委員会等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集、公表を行うとともに、平成26年度に文部科学省ホームページ掲載用の人権教育の理解促進を図るための動画を作成した。平成28年度には、平成28年6月3日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されたことを踏まえ、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し、その結果を文部科学省ホームページ等で周知した。平成29年度には、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し、文部科学省ホームページに掲載した。

さらに、平成22年度から毎年、「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。）等について周知を図っている。

また、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業（令和元年度実績：45地域、109校）」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

## イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は4つの視点、A 自分自身、B 人との関わり、C 集団や社会との関わり、D 生命や自然、崇高なものとの関わりに分け、発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば、C 集団や社会との関わりの中で、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施している。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

## ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

## エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

### トピックス

#### 学校における人権教育の取組

##### <事例1> 差別解消に向けて主体的に行動できる生徒の育成のための学校教育を実施している中学校の例

差別解消に向けて主体的に行動できる生徒を育てるため、人権学習改善部会、環境整備部会、家庭・地域連携部会を組織し、人権学習の指導方法の在り方の工夫・改善、日々の学校生活に視点を当てて生徒の人権感覚を磨き人権意識を高める環境づくり、学校の教育・啓発活動の情報発信と家庭や地域を巻き込んだ取組の工夫を

推進しました。

人権学習の指導方法の改善に当たっては、まず総合的な学習の時間、道徳科、学級活動、社会科、学校行事等の関連を考え、系統性のある指導ができるよう、年間指導計画の見直しを図りました。その上で、第1学年では、道徳科でいじめについてのワークシートにより、いじめに対する憤りや絶対にいじめを許してはならないという強い気持ちを持たせました。また、総合的な学習の時間においては、子供、障害のある人、北朝鮮当局による拉致問題などの人権課題を各教員が担当して各クラスを順番に指導し、身近なところにある人権問題の存在を生徒に気づかせ、人権に関する自分なりの課題を見付けさせました。第2学年では、SNSでの書き込みを通じてインターネットにおける人権問題について想像力を育むとともに、総合的な学習の時間では様々な人権問題について調べ学習を行いました。第3学年では、役割演技などにも取り組むことを通じ、差別に出会った時の具体的な対応策を考え、実践的な態度を育てることへつなげました。

授業のほか、日々の学校生活の中でも生徒の人権意識が高まるよう、生徒（人権委員）の作成した人権新聞の掲示や、図書室へ人権に関する図書を置くコーナーの設置等も行いました。

また、教員の資質向上のため、職員室に人権コーナーを設置し、図書、映像資料、指導案や研修会の紀要等を一括して保管し、授業に活用できるようにしました。研修主任、人権教育主任が中心となって教職員を対象とした「人権・同和教育だより」も発行し、教職員の共通理解をはかることに役立てました。

学校における人権教育の指導の効果を高めるため、人権標語の募集のプリントを各家庭に配布し、生徒と保護者が一緒になって標語を作成しながら家庭でも人権について考える機会を設けたところ、保護者からの応募は年々増えています。生徒（人権委員）による人権劇の上演や人権に関する外部講師の講演を行う人権参観日への参加者も増えており、学校での取組に協力する家庭等が増えたことが、生徒の人権意識の高揚につながりました。

## <事例2>学校、家庭、地域社会が連携した人権教育の総合的な取組例

「自他の大切さを認め合える、豊かな人権感覚を身に付けた子供の育成」を目指して、幼稚園、小学校、中学校、PTA、学校評議員、福祉施設及び教育委員会等で構成された人権教育総合推進会議において、小・中学校9年間を見通した指導計画の整備を行いました。地域の方々から学校の取組について助言をいただくとともに、生活科の授業等で地域の方々とは児童の交流を行うことで地域との連携も行いました。

人権教育の実施に当たっては、小・中学校の連携のために研修主任を中心とした学校教育部会を設置し、人権課題について9年間を見通した協議を行いました。9

年間の「人権教育全体計画」を作成したことで、発達段階に応じた系統的・継続的な体制づくりができ、9年間のどの時期に、どの人権課題を、どのような題材で扱うかを知ることができ、小中連携の視点からも有効でした。

また、小・中学校では、毎年同時期に人権教育の集中学習を行っており、各学年で理解が深められるよう構成を工夫して作成された「人権学習ノート」を使用して学習を進めました。北朝鮮当局による拉致問題やハンセン病元患者の人権については映像教材も積極的に活用しました。人権学習で学んだ資料等はファイルに綴じて学年をまたいで使用し、これまでの学びを振り返り、人権教育の9年間の積み上げを行っています。学習後、ファイルを家庭に持ち帰り、保護者が読み感想を書いてもらうことで、児童生徒の人権感覚の高まりを伝えるとともに、保護者の啓発にもつなげました。

教職員については、各学校の人権教育主任を集めた研修会を実施したほか、児童生徒の人権保護のために必要となる教員のチェック項目について教職員が意見交換をして「人権チェックリスト」を作成し、活用しています。

## (2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、ヘイトスピーチ解消法、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法の趣旨や性同一性障害や性的指向・性自認、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

## 2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研

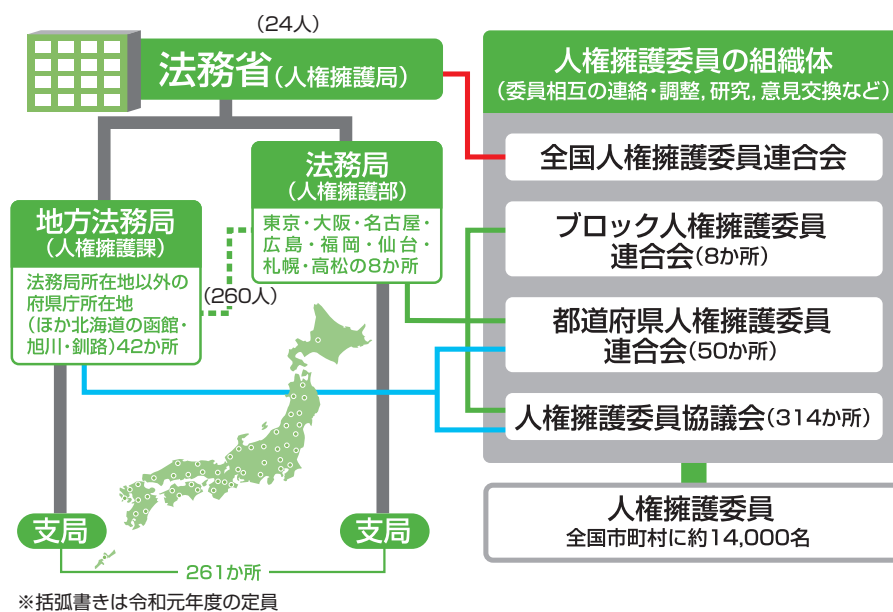
修，情報提供，広報活動等で人権教育を除くものであるが，その目的とするところは，国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し，これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち，「人権とは何か」，「人権の尊重とはどういうことか」，「人権を侵害された場合に，これを排除し，救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち，それらの認識が日常生活の中で，その態度面，行動面等において確実に根付くことによって，人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1) 人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として，法務省に人権擁護局が，その下部機関として法務局に人権擁護部，地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており，また，法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて，「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき，法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり，これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は，法務大臣が委嘱した民間の人たちであり，法務局・地方法務局等と連携しながら，全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は，様々な分野の人たちが，地域の中で人権尊重思想を広め，住民の人権が侵害されないよう配慮し，人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり，諸外国にも例を見ないものである。

また，法務省以外の関係各府省庁においても，その所掌事務との関連で，人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか，地方公共団体や公益法人，民間団体，企業等においても，人権に関わる様々な活動を展開している。



法務省の人権擁護機関の構成図 (令和元年6月1日)

## トピックス

## 人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、人権教室（11頁参照）を始めとする各種人権啓発活動を実施しています。また、法務局等において、面談、電話、インターネットや手紙による人権相談を受けているほか、それらの相談等を通じて、被害者等から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵害事件の調査に当たったり、当事者の関係を調整したりして、事案の円満な解決を図っています。

## &lt;人権擁護委員の声 1&gt;

今、子どものいじめが大きな問題になっており、小・中学校から、人権教室を開いてほしいと声をかけられることが数多くあります。私は、そんな要望に応じて1人でも多くの小・中学生を救いたいという思いから人権教室を開催しています。

ある学校での人権教室で、「みんな表面的なことばかり言っているけど、本当にいじめを止めることができるの？」という発言がありました。私は、こういった子どもの本音を引き出し、語り合う場を少しでも多く作りたと思っています。

子どもたちから「私の本音を聞いてくれてありがとう。」「また、クラスみんなで本音で語り合いたい。」など、感謝の言葉をもらうことがあります。

子どもたちの言葉を励みに、今後も、少しでもいじめをなくすことにつながるように願いながら、子どもの心に寄り添う人権教室を行っていきたいです。

## &lt;人権擁護委員の声 2&gt;

人権相談は、人権侵害による被害者をはじめ、悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助する活動です。相談を受ける際は、悩みごとや心配ごとを素直に話してもらえる信頼関係を築くことを心がけています。また、人権相談は人権侵害救済の端緒となるものですから、「人権侵害を見逃さない」という気持ちで対応しています。

結果として、相談を終えて笑顔で帰られたり、納得されたり、感謝の言葉をいただいたときや、被害者の救済につながったときは、やりがいを感じます。

他の機関に相談に行ったが思うような結果が得られず、人権擁護機関に相談に来たというケースもあります。相談者が頼りにしている機関だということを十分認識した上で相談を受けることが重要だと感じています。

## &lt;人権擁護委員の声 3&gt;

全国の小・中学校に配布されているSOSミニレター（34頁参照）。送られてくるレターの内容は、いじめや友人関係、家庭の問題など多岐にわたっています。勇気を出して書いてくれた子どもたちの気持ちをしっかり受け止め、どうしたらその

子どもたちが希望の光を見いだせるのか、委員間で話し合いを重ねながら返事を書くようにしています。不登校で心を閉ざし人間不信に陥っていたAさんは、レターのやり取りで徐々に委員に心を開き、いろいろなことを相談するようになってきました。また、「いじめを受けて生きているのがつらい」というBさんは「委員さんが寄り添ってくれることが心強く、一緒に考えてくれて嬉しかった」というお返事をくれました。

子どもたちが悩みから、自ら立ち上がり、成長していく姿にやりがいを感じています。

## (2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

### ア 令和元年度啓発活動重点目標

その時々々の社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和元年度は、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（※）（以下「東京2020大会」という。）に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための人権啓発活動を展開した。

また、令和元年度においては、次の17の項目を強調事項として掲げた。

法務省の人権擁護機関は、これらの重点目標等を踏まえながら、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアを活用した人権啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 同和問題（部落差別）を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう



ポスター「令和元年度啓発活動重点目標」



- ⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑪ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑬ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑭ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

(※) 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。

## イ 第71回人権週間

令和元年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第71回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。

## ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

令和元年度においても、全国各地で、街頭での人権啓発活動を行ったほか、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めた。

また、6月1日を中心に、全国2,560か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所（注）を開設した。

(注)「特設人権相談所」は、法務局長又は地方法務局長と人権擁護委員協議会長が、協議の上、日時及び場所を定めて開設する相談所をいい、土曜日、日曜日又は祝日に法務局・地方法務局及びその支局で開設するものや、デパート、公民館、福祉施設等で開設するものがある。



ポスター「第71回人権週間」



ポスター「人権擁護委員制度」

## エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重意識を根付かせることを目的として、毎年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

39回目を迎えた令和元年度は、7,359校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験を基に、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた91万9,154編の応募があった。多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。中央大会における主な受賞作品は次のとおり。

- |         |   |
|---------|---|
| 内閣総理大臣賞 | 香川県・土庄町立土庄中学校1年 篠原 和誠さん<br>「気軽な助け合いができる社会をめざして」 |
| 法務大臣賞   | 宮崎県・宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校3年 藤原 凜華さん<br>「星塚のじいさん」        |
| 文部科学大臣賞 | 埼玉県・学校法人文理佐藤学園西武学園文理中学校3年<br>北澤 夏紀さん<br>「二人の私」  |



第39回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式

これらの内閣総理大臣賞等の主な入賞作品については、「第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

また、法務省において令和元年12月26日



受賞者とその御家族



第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

に中央大会表彰式を行うとともに、法務局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作品の内容を周知した。

さらに、優秀作品を世界に発信することを目的として、第39回大会の優秀作品3作品について、英語に翻訳の上、コンテストの紹介文と共に法務省ホームページ（英語版）に掲載した。

## オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。



人権教室

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」（13頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等

を利用して、アニメーション形式による啓発ビデオや紙芝居・絵本等、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。また、近年は、園児や児童生徒に加え、大学生を対象としたり、企業研修等において大人を対象としたりして実施している。

令和元年度は、104万6,791人を対象に行われた。

## カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人等の団体及び個人並びに共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた活動を行っている団体及び個人の中から、人権擁護上、顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣と全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。

令和元年度の受賞者は、次のとおりである。

法務大臣表彰状	沖田 孝司 氏, 沖田 千春 氏
法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）	藪本 雅子 氏 アジア女性センター（福岡県福岡市） 堀内 佳 氏
全国人権擁護委員連合会会長表彰状	株式会社北日本新聞社（富山県富山市） 株式会社石巻日日新聞社（宮城県石巻市）
法務大臣感謝状	CAP あさひかわ（北海道旭川市）
全国人権擁護委員連合会会長感謝状	特定非営利活動法人竹田市観光ツーリズム協会 （大分県竹田市） 株式会社室蘭民報社（北海道室蘭市）



令和元年度人権擁護功労賞

### (3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

#### ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

##### (ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

##### (イ) 令和元年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

###### ① 人権啓発リーフレットの作成

- ・「よくわかる 子どもの権利条約」（児童の権利条約の意義等を周知・啓発し、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としたリーフレット）
- ・「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて（令和元年7月改訂版）」（障害のある人に対する偏見や差別をなくすとともに、障害のある人が活躍するために必要なこと、私たちが意識すべきことについて考えてもらうことを目的としたリーフレット）
- ・「部落差別解消推進法リーフレット」（部落差別のない社会の実現に資するため、国民に対し、本法の施行を周知することを目的としたリーフレット）

###### ② 人権啓発教材の作成

- ・動画「りんごの色～LGBTを知っていますか？～」(性的指向や性自認に関する理解促進を目的とした動画)

###### ③ 人権シンポジウム等の開催

- ・ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～

令和元年8月31日 静岡県静岡市

- ・人権シンポジウム

令和元年9月29日 北海道札幌市

テーマ「震災と人権～人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」

- ・人権シンポジウム

令和元年10月29日 東京都中央区

テーマ「企業と人権～いま、企業に求められるもの～」

・人権シンポジウム

令和2年2月1日 愛知県名古屋市

テーマ「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」

④ 夏休み2019宿題・自由研究大作戦（東京会場）へのイベントブースの設置

令和元年7月30日～8月1日 東京都大田区

テーマ「人権ってなんだろう？自分には関係ないもの？」

⑤ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（2回）（86頁参照）

⑥ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（3回）（90頁参照）

⑦ 人権週間を中心に、年間を通じて人権啓発活動の意義を周知するため、全国規模での広報を実施

⑧ 「人権ライブラリー」（ホームページ<http://www.jinken-library.jp/>）の運営等

## イ 地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

### （ア）人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業（以下「地方委託事業」という。）は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、全ての人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動の実施を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

### （イ）地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」（89頁参照）との連携の下に実施される地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和元年度は、同事業として、住民に親しみやすく、かつ、参加しやすい要素を取り入れながら、人権の花運動（注）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（90頁参照）、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

（注）人権の花運動は、児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している、主に小学生を対象とした人権啓発活動である。

この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたりすることなどにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。



また、「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals）」）の実現と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされており、企業がSDGsに取り組む上でも、人権の尊重は重要になってきています。投資家、市民社会、消費者からも企業に人権尊重を求める意識が高まってきており、企業は、人権を尊重した行動をとることが求められてきています。

国内外において「ビジネスと人権」に対する関心が高まる中、日本政府は「指導原則」の着実な履行の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。本行動計画の策定は、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとしても位置付けられており、令和元年12月に決定された「SDGs実施指針改定版」に行動計画を策定していくことを明記しています。

行動計画策定の第一段階として、平成30年に、関係する全府省庁が参加する形で、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状整理を行いました。その上で、実態を把握するため、経済界、労働界、法曹界、市民社会等の代表的な組織の参加を得て、計10回の意見交換会を実施し、その結果を報告書に取りまとめました。

令和元年度には、関係省庁、学識経験者、経済界、労働界、法曹界、市民社会、更には海外の有識者の間での議論等を通じ、令和元年7月に行動計画に盛り込む優先分野を特定し、令和2年2月には、行動計画の原案を作成し、2月17日から3月17日までパブリックコメントを募集しました。これらの意見も踏まえ、引き続き、令和2年半ばに行動計画を策定・公表するべく、取り組んでいるところです。

この行動計画を通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上を図ってまいります。

（※）国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として平成18年にスイス・ジュネーブに設置されました。



ビジネスと人権フォーラム  
（出典：国連人権高等弁務官事務所HP）



冊子「ビジネスと人権とは？ ビジネスと人権に関する指導原則」

## トピックス

SDGs達成に向けた法務省の  
人権擁護機関の取組

持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、平成27年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴール及び169のターゲットを定めています。SDGsに掲げられた目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、中でも人権分野は、SDGsの17ゴールの多くに関連しています。

我が国においては、SDGsの採択後の平成28年5月、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、同年12月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

法務省の人権擁護機関では、SDGs達成に向け、いじめや虐待を始めとする子どもの人権問題について、コミュニケーション手段の多様化を踏まえた人権相談体制の整備等を進めています。電話やメールによる相談に加え、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童生徒に配布し、より相談しやすい体制を整えとともに、令和元年度には、名古屋法務局において、若年層の利用が多いSNS「LINE」を活用した人権相談を試行しました。

併せて、外国人や障害のある人等の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組み、「心のバリアフリー」を推進しています。

人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、啓発冊子の配布や啓発動画の配信を行ったり、学校等で人権教室を実施したりするほか、様々な民間団体等と連携・協力して、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権啓発活動も広く実施しています。

また、令和元年度には、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうという気運を継承するとともに、「心のバリアフリー」の更なる推進を図るため、人権啓発キャッチコピーコンテストを実施しました。コンテストの結果、最優秀作品に選ばれたキャッチコピー「「誰か」のこと じゃない。」は、令和2年度以降、



ポスター「令和2年度啓発  
活動重点目標」



人権啓発活動の重点目標として使用します。

様々な人権問題について、自分自身のこととして捉え、考えてもらえるよう、そして、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会が実現されるよう、これからも各種の人権啓発活動を幅広く展開していきます。



車椅子バスケットボール体験



車椅子体験

## 人権課題に対する取組

### 1 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しており、平成27年12月には、現行の「第4次男女共同参画基本計画」を策定した。

平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられた。その後、女性活躍の更なる推進のため、女性活躍推進法附則に基づく施行後3年の見直しを実施し、一般事業主行動計画の策定義務や情報公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に拡大すること等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「女性活躍推進法等一部改正法」という。）が第198回通常国会にて成立した（令和2年6月1日施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行）。

また、女性に対する暴力等への取組については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降、同法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策を推進している。

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件とし

て調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
女性に対する暴行・虐待	1,884	1,776	1,386	1,182	947

（法務省人権擁護局の資料による）

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者（合計125人）を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施した。

そのほか、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ホームページ、メールマガジン、SNS（Facebook）を活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、より実効性の高い行動計画の策定や女性活躍情報の公表などの取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」（平成28年9月開設）の充実等により女性活躍情報の「見える化」の徹底と活用促進に努めている。さらに、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。令和元年度も例年と同じく、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するとともに、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

また、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度から実施している。令和元年度の表彰は令和元年12月に実施した。

ウ 厚生労働省では、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。さらに、女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベ

ス」を運用するとともに、企業や女性求職者を始めとした利用者の活用を促進するため、利便性の向上を図った。

エ 経済産業省では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「100選プライム」、「なでしこ銘柄」により、多様な人材の能力を活かした企業の先進事例を発信することで、企業の取組を後押ししている（詳細は、「男女共同参画白書」に記載。）。

オ 外務省では、令和元年12月に、女子差別撤廃委員会委員を招へいして大学での講演会、NGOとの交流会を行い、女性分野に関する国際的な取組を紹介した。

## (2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）等を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、男女共同参画・女性活躍のための国際的規範や、基準、取組の指針等の広報に努めている。

令和元年度は、「男女共同参画推進連携会議企画委員会」の主催による情報・意見交換会として、国連女性の地位委員会や、WAW！／W20、北京+25等について「聞く会」を開催した。さらに、G7男女共同参画担当大臣会合やAPEC女性と経済フォーラム等の国際会議の概要について、内閣府男女共同参画局ホームページへの掲載等を行った。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>）に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

## (3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発ビデオ「虐待防止シリーズ ドメスティックバイオレンス」や「デートDVって何？～対等な関係を築くために～」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、セクシュアルハラスメントを始めとする各種ハラスメントなど、職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。

さらに、セクシュアルハラスメントを題材とした腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「みこさんの本音」及びタレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「セクハラ・パワハラ」篇及び「ハラスメント・DV」篇をYouTube法務省チャンネルで配信

している。

#### (4) 男女平等を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導が充実されるよう、学習指導要領の一層の周知・徹底を行った。また、令和元年度から実施している「次世代のライフプランニング教育推進事業」において、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校で活用することができるライフプランニング教育プログラム（高校生・大学生対象）や、教員研修プログラムの開発を進めている。

さらに、学びを通じた女性の社会参画を促進するため、平成29年度から実施している「男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援事業」において、大学等、地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びと再就職・社会参画支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため、実証事業を行うとともに、取組の普及啓発を図るため、東京で研究協議会を開催した。

独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成を目指し、地方公共団体、男女共同参画センター、女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

#### (5) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置等の徹底について、周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）により事業主に対し義務付けられている育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。

さらに、第198回通常国会において、労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等に関する相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等、職場におけるハラスメント防止対策を強化する内容を盛り込んだ女性活躍推進法等一部改正法が成立した（令

和2年6月1日施行)。

#### (6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、農業就業人口の約半数を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、女性の役割を適正に評価し、その能力が発揮されるよう、農林水産省としても農山漁村において女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人や団体の表彰への支援、「農山漁村女性の日」(毎年3月10日)を中心とした男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発に努めており、関係団体による積極的な取組を促した。

この結果、令和元年度については、農業委員会において、女性農業委員の割合が12.1%(前年度11.8%)(農林水産省調べ)、農業協同組合において、女性役員の割合が8.4%(前年度8.0%)(JA全国農業協同組合中央会調べ)に上昇した(詳細は「男女共同参画白書」に記載)。

#### (7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

令和元年度には、DVを始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進するため、「すべての女性が輝く社会づくり本部」の下に「多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議」を設置して検討を重ね、令和元年12月、政策の方向性や具体的施策を「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」として取りまとめた。同政策パッケージでは、①相談窓口の充実と切れ目のない支援、②支援に携わる人材の育成・確保、③官民を含む各種施策・体制間の連携促進、支援体制の見える化と利便性の向上に向け、具体的施策を進めることとしている。

ア 内閣府では、令和元年度は、女性に対する暴力をなくす運動において、啓発用ポスター及びリーフレットの作成や、運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリー等をパープルにライトアップするなど、広く国民に対して暴力根絶を呼び掛けた。また、DV対応の象徴であるパープルリボンと、児童虐待対応の象徴であるオレンジリボンを組み合わせたWリボンバッジを作成し、運動初日に全閣僚に着用を呼びかけた。

また、配偶者からの暴力について相談することができる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する「DV相談ナビ」(ナビダイヤル0570-0-55210(全国共通))

を実施している。

さらに、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、相談員及び地方公共団体の職員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、令和元年度は、児童相談所も対象に加え、地域において関係者が連携した事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援の充実を図るための都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進等を行った。

加えて、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体の職員等を対象として研修を実施した。

また、平成30年10月に全都道府県に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、同センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、平成29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた取組支援の充実に努めた。

さらに、性犯罪被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員、性犯罪被害者等の支援を行う医療関係者及び支援機関の相談員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し、支援体制の整備に努めた。

このほか、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また、前記「今後の対策」において、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な対策を集中的に実施している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481

(内閣府の資料による)

イ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル0570-070-810（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

令和元年度は、女性に対する暴力をなくす運動期間中の令和元年11月18日から24日までの1週間を、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女

性からの電話相談に応じた。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
女性の人権ホットライン相談件数	21,123	19,306	19,656	19,151	17,328

(法務省人権擁護局の資料による)



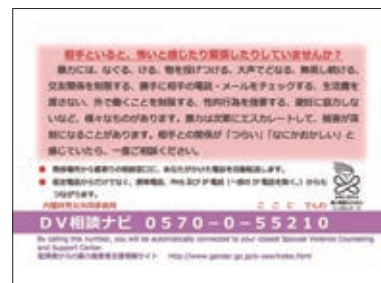
ポスター  
「女性の人権ホットライン強化週間」



ポスター  
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード(表面)



DV相談ナビカード(裏面)

ウ 「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(警察庁)によれば、令和元年中のストーカー事案の被害者は女性が約9割を占めている。

警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材(パンフレット・DVD等)を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトにより、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。



## 2 子ども

我が国が締約国となっている児童の権利条約は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している（第42条）。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は7万2,940件（対前年度比15.2%増）と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は54万3,933件（同31.3%増）となり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。

また、令和元年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、266人（対前年比16.2%増）であった。内訳としては、小学生66人（同4.3%減）、中学生140人（同25.0%増）、高校生60人（同25.0%増）となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵害事件においても、令和元年には、学校におけるいじめ事案が2,944件、教育職員による体罰に関する事案が141件、児童に対する暴行・虐待事案が413件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校におけるいじめ	3,883	3,371	3,169	2,955	2,944
教育職員による体罰	494	448	263	201	141
児童に対する暴行・虐待	699	586	486	453	413

（法務省人権擁護局の資料による）

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等に加え、全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）を実施している。また、人権擁護委員が中心となって、人権教室（11頁参照）、人権の花運動（13頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（90頁参照）等、各種人権啓発活動を実施している。

令和元年度においては、いじめ等の子どもの人権問題に関する意識を啓発するため、インターネット広告を実施したほか、啓発冊子「『いじめ』させない 見逃さない」を作成し、全国の法務局・地方法務局に配布の上、各種人権啓発活動で活用した。

また、文部科学省との連携により、学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り、人権教室（11頁参照）の積極的な実施を始めとする人権啓発活動を推進することで、いじめ等の子どもの人権問題の防止に取り組んでいる。

このほか、漫画を用いて、日常生活における人権に関する問題及び人権を尊重することの重要性について解説した啓発冊子「マンガで考える『人権』 みんなともだち」や、自らの差別意識について「気づき」を与え、理解を促すためのリーフレット及びウェブコンテンツ「じんけん自己診断～こんなときどうする?」、啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待」、全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）の入賞作品等を題材にした啓発動画などを活用し、人権啓発活動の充実に努めている。

加えて、内閣府を始め関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNSの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

内閣府を始め関係省庁では、期間中、ラジオ・BSテレビ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



啓発冊子  
「『いじめ』 させない 見逃さない」



低年齢層の子供の保護者向け啓発リーフレット

## (2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。平成29年3月に公示した新学習指導要領においても、その趣旨は受け継がれており、「生きる力」の理念をより一層具体化して確実に育成することを求めている。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳において、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実に図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための人権教育研究推進事業、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究等を実施した（2頁参照）。

社会教育においては、専門的職員である社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ 厚生労働省では、毎年5月5日の「子どもの日」から11日までの1週間を「児童福祉週間」と定め、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

令和元年度は、児童福祉週間の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」を児童福祉週間の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。



ポスター「児童福祉週間」

### (3) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

また、地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて、教育と福祉の連携に関する地方公共団体向けの委託事業（家庭教育支援推進事業）を実施している。

### (4) 「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進

厚生労働省では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

### (5) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定した。

また、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）

を実施している。

また、国のいじめ防止基本方針に基づき、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況の検証を行い、平成28年11月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の提言を受けた。この提言を踏まえ、平成29年3月に国のいじめ防止基本方針を改定した。なお、当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことが必要であることを記載している。このほか、令和2年1月、子ども自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

暴力行為については、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、き然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。

また、いじめ、暴力行為等、問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに、令和元年度は、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行った。

さらに、夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)」を整備している。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)」を取りまとめた。また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

イ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案を把握した場合には、事案の重大性及び緊急性、被害児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ、学校等との緊密な関係を構築するなどして、的確な対応を推進している。

また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

ウ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関を相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

## (6) 体罰の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組を実施してきた。さらに、平成30年3月には、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年12月には、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、校長及び部活動の指導者に対し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することについて示した。

また、体罰根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、令和元年12月には、国公立学校における体罰の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は767人で、前年度の773人から、6人減少している。

## (7) 児童虐待防止のための取組

児童虐待への対応については、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の累次の改正や、「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)などにより、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成30年度には児童虐待防止法制定直前の約13.7倍に当たる15万9,838件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

上記のように、児童虐待相談対応件数の増加や、東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、平成30年6月15日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を踏まえ対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強

化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所における引継ぎルールを見直し・徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子供の受け皿確保などを講じることとしている。母子保健分野においても、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組について整理を行い、同月に通知を発出した。

さらに、同対策に基づき、同年12月18日に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）を決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、令和4年度までに、児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等としている。

また、平成31年2月には、千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を決定した。

同年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化することを内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、併せて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、令和元年6月に可決・成立された。

この改正法では、主に以下の内容が定められている。

- ・児童の権利擁護として、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと。
- ・児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること。
- ・児童相談所の設置促進として、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること。
- ・関係機関間の連携強化として、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めること。

このほか、児童相談所職員の処遇改善や一時保護所等の量的・質的向上、民法上の懲戒権の在り方についての検討規定が設けられた。

これらの対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、地方交付税措置を含め予算等において所要の措置を講じており、さらに検討が必要な事項については、必要な検討を行うこととしている。

ア 厚生労働省では、平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るとともに、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

令和元年度は、「189（いちはやく） ちいさな命に 待ったなし」を月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinとっとり」の開催（11月16・17日）、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している。児童相談所につながるまでの時間短縮のため、平成28年4月に音声ガイダンスを短縮や、平成30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めてきたが、令和元年12月より「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については、通話料の無料化を行い、利便性の向上を図った。

このほか、「社会保障審議会児童部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題の具体的な対応策について提言として取りまとめを行っており、令和元年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」を取りまとめた。

第15次報告においては、心中以外の虐待死（50例・52人）では、0歳児死亡が最も多く（53.8%）、うち月齢0か月児が半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

イ 文部科学省では、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等についても周知している。

また、平成31年2月の関係閣僚会議決定を受け、令和元年5月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、公表するとともに、同年8月には、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働



ポスター「児童虐待防止の推進」

活動等の関係者に向けて、「児童虐待への対応のポイント」を作成し、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を周知した。さらに、同年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、全国の家・学校・地域の関係者に向けて、文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」を発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。

このほか、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童虐待の未然防止や早期対応のため、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。

ウ 警察では、児童虐待について、累次の関係閣僚会議及び令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）を踏まえ、児童虐待が疑われる事案の情報を全て児童相談所に通告し、又は情報提供を行うなど、児童相談所との連携の強化を推進するとともに、子どもの安全確認ができない場合の児童相談所からの援助要請への確実な対応等を推進している。また、各警察本部の児童虐待担当部署に、児童相談所等関係機関との連携等を目的として児童虐待対策官等を設置することで、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

エ 法務省では、令和元年10月に「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を設置し、児童虐待の根絶に向け、法務省における有効な児童虐待防止施策及び効果的な関係機関連携の在り方等について検討を進め、令和2年2月、「法務省児童虐待防止対策強化プラン」を取りまとめた。同強化プランでは、各地の法務省関係機関に児童虐待担当窓口を置き、各地の法務省関係機関が提供し得る資源・ノウハウを児童相談所等に提示し、その求めに応じて提供することとしており、例えば、法務局・地方法務局においては、職員や人権擁護委員による人権教室や子どもの人権SOSミニレター等による人権相談を実施することとしている。

## (8) 子どもの性被害に係る対策

いわゆる児童ポルノ等、子どもの性被害に係る対策については、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は、平成26年7月に施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用が開始された。

警察では、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童



の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組等を推進している。

また、警察庁ホームページにおいて、「STOP！子供の性被害」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

## (9) 条約の周知

外務省では、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書の実施に、内閣府を始めとする関係府省庁と協力して努めており、条文その他の情報を外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>) に掲載し、その内容の周知に努めている。

平成31年1月、ジュネーブにおいて、我が国が児童の権利条約に基づき平成29年6月に国連に提出した第4回・第5回政府報告に関し、児童の権利委員会による審査が行われ、我が国の代表団は同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

文部科学省では、平成22年度から毎年開催する人権教育担当指導主事連絡協議会等において、同条約等の周知を図っている。

## (10) 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、①専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110(全国共通))を設置し、子どもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、令和元年8月29日から9月4日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。また、②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」(<https://www.jinken.go.jp/>)を開設するとともに、③「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布している。さらに、令和元年度には、名古屋法務局において、若年層の利用が多いSNS「LINE」を活用した人権相談を試行するなど、子どもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し、子どもの人権侵害事案の早期発見に努めている。

そして、人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害など、



ポスター「子どもの人権110番強化週間」

子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

特に、児童虐待については、子どもの人権SOSミニレターを始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し、虐待の疑われる事案を認知した場合には、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けた児童の人権救済を図っている。

なお、子どもの人権SOSミニレターを端緒に人権侵害事件として立件し、救済措置を講じた具体例については、参考資料3 令和元年における「人権侵害事件」の状況について（概要）（資-32～35頁）の事例3、事例5及び事例8のとおりである。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子どもの人権110番相談件数	25,195	23,317	22,122	21,351	21,130

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子どもの人権SOSミニレター相談件数	19,107	16,845	16,005	14,410	15,594

（法務省人権擁護局の資料による）



子どもの人権SOSミニレター（小学生向け）

### 3 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっている。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

#### (1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「高齢者の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、高齢者虐待防止等をテーマとした啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「高齢者を大切にしよう」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

#### (2) 高齢者福祉に関する普及・啓発

厚生労働省では、令和元年9月15日の「老人の日」から21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」を標語とする「令和元年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。



ポスター「老人の日・老人週間」

#### (3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

#### (4) 高齢者の学習機会の充実

平成30年に策定された「高齢社会対策大綱」においては、高齢者を含めた全ての人々が生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図ることとしており、社会教育施設等においては、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

#### (5) ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、令和2年1月に東京都千代田区において、「高齢社会フォーラム」を開催するなどの事業を実施した。

また、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和元年度は、個人49名及び53団体を選考し、高齢社会フォーラム等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。



高齢社会フォーラム

#### (6) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、現在、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

## (7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
高齢者に対する暴行・虐待	432	437	363	319	251
高齢者福祉施設における人権侵犯	82	57	40	42	31

（法務省人権擁護局の資料による）

### トピックス

#### 認知症に関する我が国の取組

我が国の認知症高齢者の数は、令和7年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれており、認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものとなっています。平成27年、12省庁共同で「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し取組を進めてきました。さらに令和元年6月、認知症施策を政府全体で強力に推進するため、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

認知症施策推進大綱の施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。厚生労働省では、認知症に関する正しい知識をもって、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を引き続き推進しています。また、令和2年1月には、5名の認知症本人の方を認知症本人大使「希望大使」に任命しました。認知症の本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等の積極的な発信を支援していきます。

このほか、「認知症に関する世論調査（令和元年12月調査）」による認知症に関する国民の意識把握や、認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることができるよう、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及などに取り組んでいます。

## 4 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第4次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。

平成29年2月、東京2020大会を契機として全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。同行動計画では、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）の理念を踏まえ、全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると定めている。この行動計画を基に、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸政策を推進する中、平成30年12月、第3回関係閣僚会議を開催し、レガシーとしての共生社会の実現に向け、施策の更なる進展を図り取組の加速化を確認した。また、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半を障害のある人又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置・開催した。

また、平成30年12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され、同法に基づき、平成31年1月、関係行政機関相互の調整を行うための「ユニバーサル社会推進会議」を開催した。令和元年8月には、同法に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、初めて公表した。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方

公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、障害者週間の実施に当たり、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、障害者週間の取組の一環として、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品に対する内閣総理大臣表彰の実施や、障害者関係団体等による障害又は障害のある人をテーマとするセミナーの開催など、障害者週間を契機とした国民意識の向上に向けた取組を行った（詳細は、「障害者白書」に記載）。

## (2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」と題した啓発冊子及び啓発ビデオや、障害のある人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布するとともに、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。

また、令和元年度においては、啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」(改訂版)を作成し、全国の法務局・地方法務局で配布した。

さらに、経済3団体（日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所）を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」や社会福祉協議会などと連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施した。



ポスター「障害者週間」



啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」

加えて、平成22年度から、啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料に順次音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページの開設を行っている（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakukushi/hojoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/hojoken/index.html)）。



ステッカー  
「ほじょ犬」



ポスター  
「キミと出会ってから  
「ありがとう」がふえた」



パンフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」





パンフレット「医療機関向け ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

(3) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では、こころの健康や病気、支援サービスに関する総合サイトである「みんなのメンタルヘルス」や若者を支えるメンタルヘルスサイトである「こころもメンテしよう」、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。

令和元年度は、10月21日から27日までの間、「第67回精神保健福祉普及運動」を実施し、各地方公共団体において普及啓発のための講演会等の開催、パンフレットの配布等により、全国的かつ集中的な広報活動を実施した。

また、地域の住民の方々に対して精神障害のある人に対する理解等を促進するため、普及啓発用の映像を作成した。

さらに、世界メンタルヘルスデー（10月10日）に一般国民及び都道府県等自治体担当者を対象として、事業所関係者、行政担当者、当事者等による精神障害者に対する理解を深めるためのシンポジウム（「世界メンタルヘルスデー2019・シンポジウム 深めよう理解を！広めよう活動を！～誰もが暮らしやすい地域をつくるために～」）を開催した。

(4) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア 障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、

自立と社会参加に必要な力を培うことが重要であり、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場を整備することが大切であり、文部科学省としては、以下のような取組を行っている。

- ① 学習指導要領等改訂における特別支援教育の充実や特別支援教育に関わる教師の資質向上のための事業の実施
- ② 障害のある子どもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ③ 切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、地方公共団体が、i 特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備、ii 医療的ケアのための看護師や特別支援学校における自立活動等の充実を図るための外部専門家の配置に要する経費の一部補助
- ④ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進するための事業の実施
- ⑤ 小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数化し、また、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とするなど、特別支援教育への対応のための教職員定数の改善

イ 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現することが重要である。文部科学省では、障害のある人が、一生涯を通じ、本人の希望する学習を主体的・継続的に行うことができるようにするための環境整備と、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ場づくり、障害に関する理解促進に取り組んでいる。

平成30年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や、生涯学習分野における合理的配慮の在り方等に関する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしている。令和元年度からは新たに、実践研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国6ブロックにおいて開催した。

また、障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し、その功績をたたえる文部科学大臣表彰として、令和元年度は64件の対象者を決定し、令和元年12月には表彰式と事例発表会を開催した。さらに、同年9月には、障

害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校2019～障害をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で東京都渋谷区にて開催した。

その他、平成31年3月にとりまとめた「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」報告を踏まえ、令和元年7月8日付け「障害者の生涯学習の推進方策について」を関係機関へ通知し、国や地方公共団体、学校、民間団体等の各主体が障害のある人の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組について具体的に示した。

## (5) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、平成19年12月に、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け、一般社団法人日本自閉症協会との共催でシンポジウムを開催するなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても、世界自閉症啓発デーや4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」（関係団体等が提唱）において、様々な啓発活動が実施されている。

また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及びウェブサイト等を通じた支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が平成28年5月25日に成立した。本改正により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制を構築することなどが定められた。

イ 発達障害の可能性のある児童生徒の多くは通常の学級に在籍しているため、早期に発見し、切れ目のない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教職員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、発達障害の可能性のある児童生徒を支援するため、令和元年度、①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の方法、②学習上のつまずきなどに対する教科指導の方向性の在り方、③通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法、④学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方に関する研究等を実施した。



ポスター「世界自閉症啓発デー」

また、教育委員会や学校、保護者等に向け、それぞれの役割分担や適切な情報の管理・引継ぎなどについて盛り込んだ「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を策定し、公表する（平成29年3月）など、切れ目ない支援に向けた取組の充実を図っている。

## (6) 障害のある人の雇用の促進等

ア 障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害のある人と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施しており、平成15年以降、雇用障害者数が16年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

障害のある人の雇用環境が改善する中、依然として雇用義務のある企業の約3割が一人も障害のある人を雇用していない状況であるほか、中小事業主を中心に、経営トップを含む社内理解や作業内容の改善等にも課題が残されている。また、精神障害者を中心に、短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保も課題となっている。

さらに、平成30年に国の機関及び地方公共団体の機関の多くの機関で、対象障害者の不適切計上があり、法定雇用率が達成されない状態が長年にわたって継続していたことが明らかとなったことも踏まえ、障害者雇用を一層推進するため、障害のある人の活躍の場の拡大に関する措置及び国及び地方公共団体における障害のある人の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を内容とする、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）が、令和元年6月に成立した（令和元年6月14日公布。公布日、令和元年9月6日及び令和2年4月1日に段階的に施行）。

イ 厚生労働省では、近年、障害のある人の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、本人の希望に応じた職業生活を送ることができるようになるため、障害者雇用促進法や「障害者雇用対策基本方針」（平成30年厚生労働省告示第178号）等を踏まえた就労支援について、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」やハローワークと地域関係機関との連携による「求職者向けチーム支援」の推進、障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を充実・強化することにより、一層の推進を図る。

また、平成28年4月より施行された、障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害のある人に対するの差別禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に取り組むとともに、必要に応じて都道府県労働局やハローワークにおける助言・指導等

の取組により、引き続き、その着実な実施を図る。

加えて、令和元年の障害者雇用促進法の改正により、障害者活躍推進計画の作成・公表義務が令和2年4月1日に施行されたことにより、各機関が定めた障害者活躍推進計画に基づき、各機関において障害のある人の活躍を推進する体制整備や、障害のある人の活躍の基本となる職務の選定・創出、障害のある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理等の障害者雇用に関する取組を適切に推進する。また、改正障害者雇用促進法のうち、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主の認定制度及び週所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度が創設されたことから、こうした新制度の円滑かつ適切な施行を進めていく。

これらの取組により、障害のある人が活躍できる職場環境の整備や定着支援等に係る取組を推進していく。

ウ 障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」(アビリンピック)を開催している。直近では、令和元年11月15日から17日までの間、第39回大会が愛知県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の共催により開催された。

## (7) 障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であることに鑑み、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が平成24年10月に施行された。

この法律においては、何人も障害者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護等に係る各都道府



パンフレット「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」

県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、障害者虐待防止の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>) で公開している。

#### (8) 障害者権利条約の締結及び周知

我が国は、平成26年1月20日に障害者権利条約を締結した。この条約の主な内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力等、幅広いものとなっている。締約国は、この条約が自国について発効後2年以内に、条約に基づく義務を履行するために取った措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を障害者権利委員会に提出することとなっており、平成28年6月、我が国も、障害当事者から構成される「障害者政策委員会」での議論の内容も盛り込み、パブリックコメントを実施した上で、第1回政府報告を作成し、提出した。

また、この条約の実施のためには、障害のある人に関する社会全体の意識が向上することが重要であり、外務省では、関係府省庁とも連携し、条約の概要や意義等について、障害当事者を含む国民全体に対し、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやホームページの作成を通じて広報している。

#### (9) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また、障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者や特別支援学校高等部卒業予定者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害のある人に対する差別待遇	265	286	272	235	163
障害者福祉施設における人権侵犯	77	63	49	40	38

（法務省人権擁護局の資料による）

## トピックス

## 旧優生保護法一時金に関する取組

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）が成立し、公布・施行されました。この法律の趣旨については、法律の前文において以下のように述べられています。

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにすることである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

この法律に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金をお支払いします。対象者及び支給金額は以下のとおりで、請求期間は法律の施行から5年です。

## (1)対象者

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかかな手術などを受けた方を除きます）

## (2)支給金額

320万円（一律）

一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、様々な機会を捉えて積

極的に周知広報を行うことが重要であり、厚生労働省では、一時金についての特設ホームページの開設、新聞広告、インターネット広告、ラジオ広告などにより制度の周知に取り組むとともに、さらに、障害特性に配慮した周知広報として、手話・字幕付き動画、点字版リーフレット、制度を分かりやすく説明したリーフレット（分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット）を作成したところです。



ポスター「旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」



分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット



## 5 部落差別（同和問題）

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、部落差別（同和問題）の解消を阻む要因になっている。

平成28年12月16日には部落差別解消推進法が施行された。部落差別（同和問題）については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなる。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「同和問題（部落差別）を解消しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、部落差別（同和問題）をテーマにした啓発ビデオ「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』／『同和問題 未来に向けて』」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、部落差別のない社会の実現に資するため、国民に対し、部落差別解消推進法の施行を周知することを目的とした「部落差別解消推進法リーフレット」を全国の法務局・地方法務局等で配布している。

さらに、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「出身地等の差別」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

### (2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年12月16日に施行された部落差別解消推進法の趣旨や部落差別を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習や社会教育の専門的職員を対象とした研修において、人権教育に関するプログラムを実施して

おり、人権教育の着実な推進を図っている。

### (3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ② 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催
- ③ 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ④ 公正採用選考に関する特設ウェブサイトの運用、公正採用選考について解説した啓発動画の掲載
- ⑤ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
- ⑥ 日本経済団体連合会、日本民間放送連盟等の経済・業種別団体444団体に対して、文書により、公正な採用選考の実施について傘下企業への指導を要請



パンフレット「公正な採用選考をめざして」



ポスター「必要ですか？その質問」

### (4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における部落差別（同和問題）を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職

員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

### (5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

### (6) えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務なきことを求めるえせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降11回にわたりアンケート調査を実施している（直近の平成30年度の調査結果は、<http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。また、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引きを作成し、全国の法務局・地方法務局で配布するとともに、法務省ホームページで公表している（「えせ同和行為対応の手引」（平成31年4月改訂）は、<http://www.moj.go.jp/content/001290968.pdf>）。

さらに、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、令和2年4月現在で1,093の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
えせ同和行為に関する相談件数	18	25	23	14	5

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和元年度	2	1	0	0	0	0	0	1	1	5
平成30年度	9	0	0	2	0	0	1	0	2	14
平成29年度	7	2	0	3	4	2	1	0	4	23
平成28年度	6	0	0	3	8	0	1	1	6	25
平成27年度	10	1	0	3	1	1	0	0	2	18

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ 経済産業省では、産業界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを配布した。

**(7) 部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応**

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	93	78	86	92	221

（法務省人権擁護局の資料による）

## 6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつある。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。

平成31年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が成立し、令和元年5月に施行された。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部会合を開催している。

アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして北海道白老郡白老町に整備を進めてきた「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）については、令和2年の一般公開を予定している。

### (2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発

文化庁や国土交通省等では、アイヌ施策推進法に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27年度から毎年「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を実施し、加えて、平成30年度からは「アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業」も実施している。あわせて、アイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を平成27年度から毎年開催している（令和元年度は鹿児島県奄美市で開催）。

なお、「危機的な状況にある言語・方言サミット」は、「東京2020公認文化オリンピック

ド」<sup>1</sup>として認証された。

**(3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組**

文化庁では、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費について補助を行った。

**(4) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組**

令和元年5月に施行されたアイヌ施策推進法では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が新たに定められた。

法務省の人権擁護機関では、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。また、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。



インターネットバナー広告「アイヌの人々への理解を深め偏見や差別のない社会を」

**(5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進**

学校教育においては、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、中学校社会科では、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに明記した。また、小学校社会科では、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、その際、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れる」ようにすることを、小学校学習指導要領解説社会編において新たに明記した。

さらに、平成30年3月に高等学校学習指導要領の改訂を行い、必修科目として新設した「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触れること」を明記するなど、アイヌに関する学習について充実を図っている。

**(6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮**

北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

**(7) 生活館における活動の推進**

厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。

**(8) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進**

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差がみられる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

**(9) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応**

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

## 7 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

我が国に入国する外国人は増加しており、令和元年には約3,119万人（再入国者を含む。速報値。）と過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生している。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行された。

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れていて、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもが公立学校により就学しやすい体制整備を図るための取組を進めている。

令和元年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は10万1,402人（文部科学省「学校基本統計」、毎年実施）である。

また、平成30年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、4万755人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施）となっており、平成28年度調査より6,420人（約18.7%）増加している。

さらに、令和元年度に学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する全国的な調査を初めて実施した。その調査により、約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が示された。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube



法務省チャンネルで配信したりしている。

このほか、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「こころも国際化しませんか？」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

- イ 文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年6月3日に施行されたヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、各種機会を通じて周知を図っている。
- ウ 厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、労働条件などのルールにのっとった外国人雇用等について事業主等を始め広く国民一般に対し、周知・啓発を行っている。令和元年においては、「知って守って働きやすく！～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、6月1日から同月30日までの間、集中的に啓発・指導等を行った。
- エ 国土交通省では、平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、新たな住宅セーフティネット制度として、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供等の措置を講ずるとともに、賃貸人や仲介業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等について、不動産関係団体と連携し普及を図っている。
- オ 平成30年8月、ジュネーブにおいて、我が国が人種差別撤廃条約に基づき平成29年6月に国連に提出した第10回・第11回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会による審査が行われ、我が国の代表団は、同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。令和元年9月、同審査を受けて採択された人種差別撤廃委員会による総括所見に対し、我が国は採択後1年以内のフォローアップ情報を回答した。

## (2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

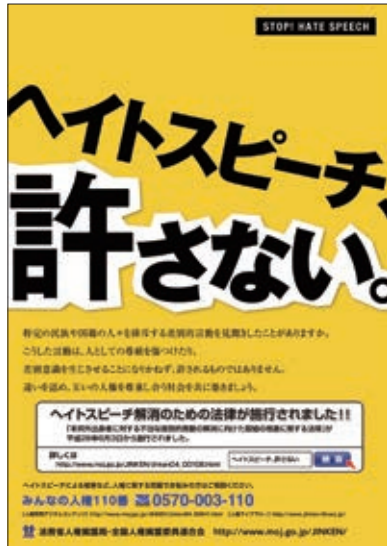
ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、各種媒体により、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した、より効果的な啓発と共に、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

具体的には、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとしたポスター及び啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を活用した人権啓発活動や、「外国人の人権」に関するインターネットバナー広告、インターネットテキスト広告のほか、SNSを活用した情報発信等を実施した。

また、法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)) において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、ヘイトス

スピーチに焦点を当てた人権啓発活動について紹介している。

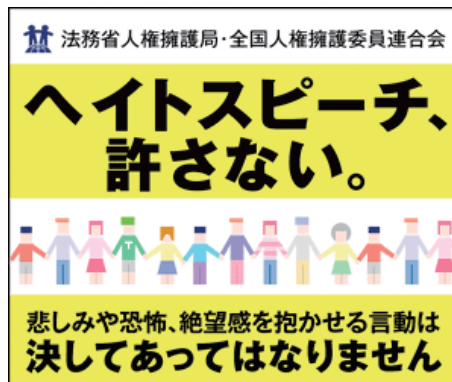
イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。



ポスター  
「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発冊子  
「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」



インターネットバナー広告  
「ヘイトスピーチ、許さない。」

### (3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進

国際社会においては、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、平成31年4月に中央教育審議会に対

し、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討をすることとされているほか、令和元年5月に文部科学省に設置された「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」においては、有識者からのヒアリング等を通じ、教育の現状と課題を分析し、その更なる充実のための具体的な方策について令和2年3月に報告を取りまとめた。これらの取組に加え、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（平成26年1月14日公布、同年4月1日施行））
- ② 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に実施
- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 就学に課題を抱える外国人の子どもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修を実施
- ⑥ 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～」を普及
- ⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
- ⑧ 学校や教育委員会等が、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の取組事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」を普及
- ⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の開発・普及
- ⑩ 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「日本語指導アドバイザー」の派遣を実施

#### (4) 外国人材の受入れと共生のための取組

技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成29年11月1日に施行された。技能実習法では、制度の適正な運用を確保する措置として、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止

規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則も規定している。また、技能実習法に基づき設立した外国人技能実習機構では、母国語相談窓口を設け、人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応するなどして、技能実習生の保護に努めている。

また、中小・小規模事業者を始めとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が、平成31年4月1日に施行された。

この新たな外国人材の受入れ制度においても、外国人に対する人権侵害の防止が重視されており、出入国在留管理庁では、申請及び届出に係る厳格な審査・調査や受入れ機関及び登録支援機関に対する必要な指導・助言など新たな制度を適切に運用することにより、日本人と同等額以上の報酬の確保や差別的な待遇の排除に取り組むとともに、特定技能1号の外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援が着実に実施されるよう努めている。

さらに、外国人の受入れに当たっては、外国人を社会の一員として受け入れ、その生活環境を整備していくことが重要であるため、平成30年12月25日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、地方公共団体が在留外国人に対して情報提供・相談対応を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営の取組への外国人受入環境整備交付金による支援を行っているほか、関連施策を積極的に推進することとしている。また、令和元年12月20日には、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容をさらに充実させる形で改訂を行った。

これらに盛り込まれた施策を着実に実施していくことを通じて、外国人との共生社会の実現を図ることとしており、法務省としても、総合調整機能を果たしつつ、関係府省庁と緊密に連携して、外国人の受入れ環境の整備を全力で推進する。

#### (5) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国50の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネ

シア語・タイ語の10言語による人権相談に対応している。

また、外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通））を設置し、上記と同様の10言語による人権相談に応じている。

さらに、法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語 [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_en.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html)、中国語 [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_zh.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html)）を開設しており、英語及び中国語による人権相談を受け付けている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
外国人に対する差別待遇	85	57	84	62	72

（法務省人権擁護局の資料による）



ポスター「外国語人権相談ダイヤル」

## 8 HIV感染者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症の患者・元患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受ける等の人権問題が発生している。

患者、元患者やその家族に対する偏見や差別意識の解消のため、取組を推進する必要がある。

令和元年度の実施した取組は、以下のとおりである（「ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組」については、特集に掲載）。

### (1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。

イ 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして、令和元年11月28日に東京都港区において、「RED RIBBON LIVE 2019」を実施し、専門家や著名人によるトークライブイベントを行った。また、エイズに関する電話相談事業を実施する等、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

### (2) 学校教育におけるエイズ教育等の推進

文部科学省では、学校教育において、エイズ教育の推進を通じて、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくすための教材作成や教職員の研修を推進した。

### (3) HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、HIV感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	5	2	2	1	4

（法務省人権擁護局の資料による）

## 9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。そこで、法務省では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取組を行っている。

また、平成29年12月15日、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定された。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組

法務省では、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を実施している。具体的には、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別を除去し、これらの人の円滑な社会復帰を促すため広報啓発イベント、作文コンテスト、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会等の啓発活動を全国各地で行っている。

令和元年度は、令和元年7月1日に広報啓発イベント「立ち直りフェスティバル」を東京都・千代田区有楽町駅前広場において開催した。同イベントでは、犯罪や非行からの立ち直りを支援している保護司や更生保護女性会員、BBS会員がタレントなどとともに登場し、更生保護ボランティアの活動内容とその魅力を伝えた。また、同運動のフラッグアーティストである谷村新司氏も登場し、立ち直りを支援している方々へエールが送られるなど、更生に励む人たちへの理解と協力について、多くの来場者に呼び掛けを行った。

また、令和元年度の第69回の運動における作文コンテストでは、過去最高の34万4,751点の応募があり、作文を書くことを通じて、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪や非行等に関して考えてもらうきっかけとなった。

さらに、安倍内閣総理大臣から、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対し国民の皆様へ協力を求める「第70回“社会を明るくする運動”に向けてのメッセージ」が発せられた。

犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークである「幸福の黄色い羽根」の定着も図りながら、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築く

ため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。



谷村新司氏による呼び掛けの様子  
 (「立ち直りフェスティバル」より)



第69回“社会を明るくする運動”  
 作文コンテスト法務大臣賞表彰式の様子



第69回“社会を明るくする運動”  
 ポスター

(2) 刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
刑を終えた人に対する差別待遇	9	15	8	10	11

(法務省人権擁護局の資料による)



## 10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき、平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、四つの基本方針<sup>(注1)</sup>の下、五つの重点課題<sup>(注2)</sup>ごとに261の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同計画に基づく施策が進められている。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

(注1)「四つの基本方針」

①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

(注2)「五つの重点課題」

①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### (1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁及び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施している。

さらに、法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

イ 警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施している。令和元年度は、「犯罪被害者週間」中央イベントを東京で開催するとともに、地方公共団体等と共催で、地方大会を栃木県及び富山県において開催し、犯罪被害者遺族等による講演



パンフレット  
「犯罪被害者の方々へ」

やパネルディスカッション等を行った。

また、令和元年度の都道府県、政令指定都市等における犯罪被害者週間関連行事について、全国の開催情報を集約した上で、警察庁ホームページ等を活用し、全国的に取組がされていることを広報した。

また、警察における犯罪被害者支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成及び犯罪被害者支援広報用ホームページ(<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>)の開設を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。都道府県警察では、中・高校生を対象に、犯罪被害者本人や遺族が直接語り掛ける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに、中・高校生の参加による、命の大切さや犯罪被害者支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、広報・啓発を実施した。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

## (2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

### ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者保護を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

### イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、犯罪被害者支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

### ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から、また、保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ、その贖罪意識<sup>しよく</sup>の涵養<sup>かん</sup>を図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

### エ 民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察では、民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者支援を行うボランティア等に対して、警察職員を講師として派遣するほか、被害者支援教育用DVDの活用等により、一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

### (3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
犯罪被害者等に関する人権侵害	6	4	7	8	6

（法務省人権擁護局の資料による）

## 11 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、中学生などを対象に、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施している。

さらに、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。

加えて、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「心ない書き込み」、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」のほか、インターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。令和元年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により34件を検挙し、そのうち31件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座であるe-ネットキャラバン、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたインターネットトラブル事例集や、後記「違法・有害情報相談センター」による学校関係者向けのセミナーを

通じて、安易な個人情報の投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ 内閣府を始め関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNSの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

なお、平成29年12月から平成30年5月においては、平成29年10月に発覚した座間市における事件の再発防止策として、例年の取組を前倒して「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進した。

## (2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の適切な運用の支援に努めている。

平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置している。

また、電気通信事業者団体において、プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、実務上の行動指針となるガイドラインを策定しているところ、同ガイドラインのうち、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を受け、平成26年12月に、改訂の支援を行った。

さらに、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受け、同じく電気通信事業者団体により、インターネット上の違法・有害情報に対する適切な対応が行えるよう策定された「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」につき平成29年3月に改訂が行われた際には、法務省と共同で支援を行った。また、ヘイトスピーチや部落差別情報といったインターネット上の人権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、法務省とともに、通信関連事業者との意見交換会の場を開催している。さらに、令和元年9月には、総務省及び法務省の支援の下、電気通信事業者団体の主催で「ネット上の人権侵害対策セミナー」を開催し、インターネット上の人権侵害情報への対応について、通信関連事業者間での情報共有を行った。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報（私事性的画像記録によるものを含む。）について相談を受けた場合には、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請に

ついて記載したプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めており、また、特定の地域を同和地区であるとするなどの内容の情報についても適宜の方法で削除を求めるなど、適切な対応に努めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
インターネットに関する人権侵犯	1,736	1,909	2,217	1,910	1,985

（法務省人権擁護局の資料による）

### （3）インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

## 12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、「各人権課題に関する取組」の中の「北朝鮮当局による拉致問題等」（平成23年4月1日一部変更）で、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

さらに、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和元年度は、政府主催イベントとして、令和元年12月14日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題の実態と御家族の苦悩について、被害者の御家族からの「生の声」の訴えが行われたほか、北朝鮮問題に詳しい内外の有識者を招き、グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携のあり方について議論を行った。また、当該政府主催イベントの中で、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式を行い、菅内閣官房長官兼拉致問題担当大臣から受賞者への表彰状の授与及び最優秀賞受賞者による作文の朗読や拉致現場視察（新潟市）の感



国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」



ミニコンサート

想の発表が行われたほか、ミニコンサート（拉致被害者御家族・関係者らによる合唱）が行われた。

このほか、令和元年12月15日に、全国人権擁護委員連合会、中国人権擁護委員連合会、鳥取県人権擁護委員連合会、法務省等の共催で、拉致被害者の蓮池薫氏、松本京子氏の兄である松本孟氏、鳥取県立岩美高等学校「ブルー・マーティン・ジャズ・オーケストラ」及び鳥取男声合唱団を迎えて、「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を鳥取県鳥取市で開催した。

さらに、同週間の周知を目的として、インターネットバナー広告、インターネットテキスト広告及び交通広告を実施し、全国の地方新聞52紙へ広告を掲載したほか、啓発週間ポスターを作成し、関係府省庁や地方公共団体と連携して、全国各地でポスターを掲出するなど、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



ポスター  
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



作文コンクール表彰式



拉致問題を考える講演会とコンサートの集い

## (2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、啓発用のポスターやパンフレットの各団体への配布、政府主催の拉致問題啓発のための舞台劇公演実施、内閣府庁舎1階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会開催などを行ったほか、令和元年度からは、拉致現場を再現するバーチャルリアリティを一部に駆使した映像資料を制作・公開し、各種の啓発機会をとらえて活用した。

## (3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催等による啓発行事として「拉致問題を考える国民の集い」を各都市（神奈川県横浜市、鳥取県米子市、熊本県熊本市、香川県高松市、奈良県奈良市）において開催したほか、地方公共団体等と共催で、映画



「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を開催した。また、地方公共団体と共催、法務省、外務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」を東京都立川市、石川県能美市、神奈川県川崎市、徳島県阿波市において上演した。

#### (4) 学校教育における取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が盛り込まれた趣旨を説明するとともに、拉致問題対策本部事務局による行政説明を行うなど、各種機会を通じて周知を図っている。

拉致問題対策本部においては、平成30年度に引き続き、令和元年度においても、北朝鮮人権問題啓発週間作文コンクールを実施した。また、平成30年度より「拉致問題に関する教員等研修」を実施しており、令和元年度においては、同研修の一環として作成された学習指導案を都道府県・政令指定都市の教育委員会に共有した。加えて、令和元年度の新規施策として、初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致問題に関する授業の指導案を作成するとともに、それらの指導案を活用した実践事例を積み重ねる事業を実施した。さらに、アニメ「めぐみ」の短縮版を作成し、拉致問題対策本部事務局ホームページに掲載する等の取組を行った。

#### (5) 海外に向けた情報発信

令和元年5月、菅内閣官房長官兼拉致問題担当大臣は米国を訪問し、ニューヨークの国連本部において、日本、米国、豪州、EUの共催による拉致問題に関するシンポジウムを開催した。同シンポジウムにおいて、日本の拉致被害者御家族を含めた当事者から、「生の声」が国際社会に訴えかけられるとともに、菅官房長官から、御家族の切なる思いとあわせて、拉致問題の一刻も早い解決に向けて、国際社会の理解と協力を呼びかけた。

同月、左藤内閣府副大臣（当時）は、家族会・救う会・拉致議連とともに、米国のワシントンDCを訪問した。同訪問において、左藤内閣府副大臣（当時）は、ハドソン研究所、日本政府、北朝鮮人権委員会（HRNK）共催の拉致問題に関するセミナーに参加したほか、米国政府要人（国務省、NSC）や米国議会議員等に対し、御家族の切実な思いを聞いていただくとともに、拉致被害者の早期帰国の実現に向けたより一層の連携・協力を働きかけた。



チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演『めぐみへの誓い—奪還—』」

また、各国首脳・外相との会談、G7ビアリッツ・サミット（フランス）、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきた。

米国については、トランプ大統領が、安倍内閣総理大臣からの要請を受け、平成30年6月の米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を取り上げたほか、ポンペオ国務長官の訪朝などの機会に北朝鮮に対して拉致問題を提起している。

また、平成31年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍内閣総理大臣の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会で、拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ大統領は、平成29年11月の訪日の際に続き、令和元年5月の訪日の際にも拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。

その他にも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。

#### (6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発活動については、前掲(1)のとおり。

#### (7) 国連における取組

平成31年3月の国連人権理事会においては、EUが提出した、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の早期帰国の実現等に言及する内容となっている。さらに、平成29年3月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力強化の取組について、2年間の延長を決定している。

また、令和元年秋の国連総会では、EUが提出し、我が国が共同提案国となった、北朝鮮人権状況決議案が令和元年12月、無投票採択された。令和元年の同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、日本人拉致被害者の帰国の問題の早期解決、さらには、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供等に言及する内容となっている。

**(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応**

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	2	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

## 13 その他の人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画に明示的に掲げられている人権課題に加え、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害など筆舌に尽くし難い人権問題が長年にわたり発生しているなど、唯一の戦争被爆国である我が国として、引き続きの施策強化を必要とする課題もある。

ここでは、その他の課題のうち、法務省の人権擁護機関が啓発活動の強調事項として掲げているものを取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

### (1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の限時法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、更に平成29年6月に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、ホームレスに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

令和元年度においては、災害発生時に避難所を訪れたホームレスが受入れを拒否される事案が報道されており、引き続き、ホームレスに対する偏見や差別をなくすため、取り組んでいく必要がある。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ホームレスに対する人権侵犯	1	3	1	1	3

（法務省人権擁護局の資料による）

## (2) 性的指向・性自認に関する人権

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。同性愛者、両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっているが、いまだ偏見や差別が起きており、場合によっては職場を追われることさえある。

性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念である。生物学的な性との自己意識（性自認）とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている。

ア 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

その一環として、性的指向及び性自認をテーマとした啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、啓発動画「りんごの色～LGBTを知っていますか？～」を作成し、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに、法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、性的指向や性自認に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
性的指向を理由とした人権侵犯	8	9	8	7	9
性自認を理由とした人権侵犯	16	6	18	12	8

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省ホームページ（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)）において公表するとともに、同年7月、全国の小中高等学校等に配布した。また、大学等において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成30年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。

ウ 厚生労働省では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するため、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等をまとめた事例集等を作成した。

このほか、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設等を内容とする労働施策総合推進法の改正法が第198回通常国会にて成立し、同法に基づくパワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記した。

### (3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月）、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

令和元年5月、人身取引対策推進会議の第5回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてヤフーバナー広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

イ 出入国在留管理庁では、人身取引対策への取組を、「出入国在留管理」（出入国在留

管理行政の現状についての報告書)、パンフレット及びホームページに掲載しており、ホームページにおいては8言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、毎年6月に実施する「不法就労外国人対策キャンペーン月間」において、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを作成し、法務省ホームページに掲載するとともに、関係機関等に配布するなどの広報活動を実施して、不法就労対策を通じた人身取引防止のための啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、人身取引の疑いのある事実を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人身取引に関する人権侵犯	1	0	0	0	0

(法務省人権擁護局の資料による)

ウ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

さらに、平成16年以降、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ27か国・地域に派遣し、派遣先の政府関係機関、国際機関現地事務所及び現地NGO等との意見交換を通じて、人身取引の被害実態、訴追・保護への取組、課題等を双方で把握し、連携を強化している。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関(IOM)への拠出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っており、平成17年5月1日以降令和2年3月31日までに、計337人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

そのほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の9か国語対応リーフレットを在京大使館及び各国に所在する在外公館に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。

エ 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関(IOM)、その他関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施した。

オ 警察庁では、「コンタクトポイント連絡会議」を



ポスター「人身取引対策」

開催し、関係国の在日大使館、国際機関、NGO等と人身取引被害者の発見、保護についての情報交換や意見交換を行うとともに、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを9か国語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところで配布している。



リーフレット「人身取引対策」

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<https://www.tokumei24.jp/>)を運用している。

カ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2014に基づき、婦人相談所において、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

キ 法務省の人権擁護機関では、平成27年10月から、人権侵犯事件の調査救済手続において、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

#### (4) 東日本大震災に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,899人、行方不明者2,529人、負傷者6,157人の甚大な人的被害が生じたほか、全・半壊建物は40万4,893戸にも及ぶ（令和2年3月10日警察庁緊急災害警備本部広報資料による。）未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に令和2年3月11日時点で約4万6,678人に及んでいる（復興庁調べ）。

##### ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、シンポジウムの開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

令和元年9月29日には、北海道札幌市において、人権シンポジウム「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」を開催した。

また、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、仮設住宅等を訪問するなど



人権シンポジウム「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」（札幌会場）



して、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
東日本大震災に起因する人権侵害	12	5	5	1	0

（法務省人権擁護局の資料による）

- (イ) 内閣府では、令和元年度、福島県において、女性の悩みや女性に対する暴力等に関する相談に対応するため「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施した。
- (ウ) 文部科学省では、被災した子どもの心のケア等への対応のため、学校などにスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費を支援している。令和元年度においても、被災自治体の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な予算を措置した。

## イ 原発事故に伴う風評被害等

- (ア) 東日本大震災から9年が経過したが、東京電力福島第一原子力発電所事故にからめて東京2020大会をやゆするような悪意に満ちた誹謗中傷が起きるなど、同事故に伴う風評に基づく偏見、差別が今なお続いている。

法務省の人権擁護機関では、これまでも、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、各種人権啓発活動を実施してきたところ、令和2年3月、改めて、偏見、差別、誹謗中傷は、被災者の方々の尊厳を傷つけるもので、断じてあってはならないことであり、このような風評を払拭するため、福島県を始めとする被災地の現状や放射能に関する情報について、正しい理解に努めてほしい旨のメッセージを、法務省ホームページで発信した。併せて、そのような被害にあった場合の人権相談窓口を広く周知した。

- (イ) 文部科学省では、神奈川県横浜市などで原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケアなど、日常的に格別の配慮を行うことなどの対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、「国のいじめ防止基本方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、平成29年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。令和元年度においては、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行

政説明の開催等を通じて、上記の内容を含め、各教育委員会・学校等に対し、被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、平成30年10月に放射線副読本を改訂し、全国の小・中・高等学校等に配布した。この中では、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容を充実させている。

## 第3節

## 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

## 1 研修

## (1) 検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

令和元年度の研修としては、新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事を対象とした「検事一般研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義及び国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

## (2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程等において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報保護、犯罪被害者の人権、セクシュアルハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、令和元年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンダー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年鑑別所の専門官等38人、「コーチング」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等53人）。

さらに、参加した研修員を講師として所属する矯正施設においても自庁研修を実施した。

このほか、各矯正施設においては、事例研究、ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

## (3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として、在職年数等に応じて実施している各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、犯罪被害者及び医療観察対象者等の人権等に関する講義を、それぞれ実施しており、令和元年度は延べ290人に対して、人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司として

の経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

#### (4) 出入国在留管理関係職員

出入国在留管理庁関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している出入国在留管理庁関係職員研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており、令和元年度は、882人が参加した。

また、各地方出入国在留管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに、人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に、これら事案に対する知識、技術及び課題等を学ぶ、人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修については、令和元年度は、合計46人が受講した。

#### (5) 教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また、社会教育主事講習において、人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。令和元年度は、全国13か所（計14講習）の国立大学等に社会教育主事講習を委嘱した。

#### (6) 医療関係者

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

#### (7) 福祉関係職員

主任児童委員を対象に、全国主任児童委員研修会等を開催し、地域住民や関係機関との連携について考えるシンポジウム等を実施し、人権の尊重等についての理解を深めている。

また、児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した処遇を充実させるため、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において研修を行った。

虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実については、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情

報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている。

#### (8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において、人権に関する教育を行っている。令和元年度は、960人が受講した。

#### (9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修において、部落差別（同和問題）等を中心とする人権の講義を実施している。令和元年度は、981人が受講した。

#### (10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義を実施している。令和元年度は、285人が受講した。

#### (11) 警察職員

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

#### (12) 自衛官

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、「戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約」（明治41年条約第1号。以下「ジュネーヴ条約」という。）その他の国際人道法に関する教育を実施している。このうち、防衛研究所や統合幕僚学校では、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。平成30年度は、約2万9,000人が履修した。

また、ジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため、統合国際人道業務訓練を実施しており、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく業務要領について演練し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。平成30年度は、約80人が参加した。

(13) 公務員全般

ア 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。令和元年度は、東京都港区において、次のとおり2回開催し、合計848人が参加した。

① 令和元年9月18日

「インターネットにおける人権侵害」の講演（講師・桑子博行氏，参加者472人），啓発ビデオ「インターネットと人権－インターネットの利用にもルールとマナーがあります－」（法務省作成）の上映



人権に関する国家公務員等研修会

② 令和2年2月12日

「公務に求められるダイバーシティの視点」の講演（講師・田村太郎氏，参加者376人），啓発ビデオ「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」(法務省作成)の上映

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（90頁参照）。令和元年度は、合計274人が受講した。

イ 人事院では、新規採用職員を対象とする「初任行政研修」等の全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修において、児童，高齢者，障害のある人等の人権課題をカリキュラムに取り入れて行った。また、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、その際、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ 外務省では、令和元年度は、新入省員，中堅職員，課室長幹部職員及び在外公館赴任予定者等を対象とした各種研修の中で人権問題等に関する講義を行い，831名が受講した。また，他府省庁からの出向者を対象とした各種研修の中でも人権問題に関する講義を行い，246名が受講した。また，在外公館警備対策官として赴任する予定の他府省庁等職員を対象として，「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（平成26年条約第2号。以下「ハーグ条約」という。）に関する講義を行っており，令和元年度は65人が受講した。

加えて，在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者に対し，領事初任者研修の中でハーグ条約に関する講義，DV被害者対応に関する講義及び人身取引問題に関する講義を，領事中堅研修の中でハーグ条約に関する講義を行った。令和元年度は，97人が受講した。

エ 自治大学校では，地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが，令和元年度の人権教育については，2課程の課目の中で実施した。令和元年度は，108人が受講した。

## 2 国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では、裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定している。令和元年度は、412人が受講した。

なお、上記研修を実施するに当たり、法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。

第4節

# 総合的かつ効果的な推進体制等

## 1 実施主体の強化及び周知度の向上

### (1) 実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには、人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが、特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、全国に約1万4,000人配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠である。

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るためには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

### (2) 周知度の向上

法務省では、法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」並びに人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明したリーフレット「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」及び冊子「あなたも ～あなたの街の相談パートナー～ 人権擁護委員として活躍してみませんか?」を作成し、人権週間や人権擁護委員の日を中心に講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。

また、法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図った。



啓発冊子  
「令和元年度版 人権の擁護」



冊子「あなたも ～あなたの街の相談パートナー～ 人権擁護委員として活躍してみませんか?」





リーフレット  
「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」



リーフレット  
「法務局による相談・救済制度のご案内」

## 2 実施主体間の連携

### (1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会

平成12年9月25日、関係省庁事務次官等申合せにより、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を設置した。

例年、幹事会を開催するなどして、実施した教育・啓発活動や効果検証の方法等についての情報交換を行うなどしている。

### (2) 人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では、平成12年9月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については、法務局及び地方法務局の管轄区域単位）に設置し、さらに、平成20年3月までに市町村、人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。これらのネットワーク協議会を利用して、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力することにより、各種の人権啓発活動の

効率的かつ効果的な実施に努めている。

### (3) 文部科学省と法務省の連携

法務省の主催する全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）の優秀作品の作品集について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して、教育委員会等を通じ、学校における活用を依頼した。また、子どもの人権SOSミニレター等、法務省における相談事業について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して学校現場への周知を行った。

### (4) スポーツ組織との連携・協力

法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想を若年層に普及させるため、フェアプレーの精神等をモットーとし、青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するJリーグ加盟クラブ、プロ野球球団等のスポーツ組織と連携・協力を行っており、スタジアムにおける各種人権啓発活動、人権スポーツ教室や1日人権擁護委員イベントへの選手派遣等、ファン・サポーターへの人権啓発において連携を図っている。

### (5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、民間企業等と連携した人権啓発活動を実施している。

青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、携帯電話会社等の実施する安全教室と連携した人権教室を実施しているほか、経済3団体（日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所）を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」や社会福祉協議会と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を実施している。

また、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体に委託して、民間企業、学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動を実施している。

## 3 担当者の育成

### (1) 人権啓発指導者養成研修会

法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。

令和元年度は、令和元年9月10日から12日までの3日間（大阪会場：参加者121人）、

同年10月8日から10日までの3日間（東京会場：91人）及び同年11月13日から15日までの3日間（福岡会場：62人）の3回開催した。

## (2) 人権擁護事務担当職員、人権擁護委員に対する研修

法務省では、初等科、中等科等の一般研修はもとより、人権擁護事務に従事する際の人権擁護事務担当職員実務研修、調査救済事務担当者研修を始め、法務局・地方法務局の人権擁護課長、支局長等を対象に専門科研修等を実施し、人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始め、初委嘱後6か月以内の委員を対象とした第一次研修、初委嘱後2年以内の委員を対象とした第二次研修、初めて再委嘱されて1年以内の委員を対象とした第三次研修を通じて、人権擁護委員としての職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っている。また、同和問題講習会及び男女共同参画問題研修も実施している。

さらに、人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要な高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵害事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施している。

このほかにも、人権擁護委員が組織する都道府県人権擁護委員連合会や人権擁護委員協議会等が中心となり、自主的に各種研修会を企画し、実施している。

## (3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では、「公正採用選考人権啓発推進員」に対し、研修会を開催し、また、従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し、「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

## 4 人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター（12頁参照）は、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため、法務省、地方公共団体等からの委託事業のほか、情報誌「アイユ」の刊行、ホームページによる情報提供、各種人権啓発パンフレットの作成、地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等の独自の事業を行っている。同センター主催の研修として、令和元年度は、人権講座を8回開催したほか、各種セミナーを開催した。

## 5 マスメディアの活用及びインターネット等IT関連技術の活用等

テレビ、ラジオ、新聞・雑誌などのマスメディアやインターネットといった様々な媒体を活用し、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等を含む女性の人権問題、いじめを始めとする子どもの人権問題、ハンセン病に関する人権問題を始め、様々な人権問題について啓発広報を行った。また、「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」、外国語人権相談ダイヤル等の外国人のための人権相談窓口等、各種人権相談窓口についても広く周知した。

## 6 民間のアイデアの活用

法務省では、人権教育啓発推進センター（12頁参照）に対し、人権啓発活動の推進に効果的な啓発教材の作成、啓発ビデオの制作、人権シンポジウムの開催等、各種の人権啓発活動事業を委託するとともに、ポスター等の作成に当たっては、民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また、地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において、民間から各人権課題に関する専門家等を講師として招き、講義等を行っている。

加えて、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、民間企業や学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動である「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体への委託により実施している。

## 7 国民の積極的参加意識の醸成

### (1) 全国中学生人権作文コンテスト

法務省の人権擁護機関では、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、全国中学生人権作文コンテストを実施している（10頁参照）。

多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

### (2) 「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施

厚生労働省では、HIV/AIDSの正しい知識の普及啓発を目的として「『世界エイズデー』ポスターコンクール」を実施した。小学生の部3点、中学生の部134点、高校生の部220点、一般の部143点の応募があった。

最優秀作品を世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し、全国各地で掲示することにより、HIV/AIDSについて理解を深めてもらうよい機会となっている。



ポスター「令和元年度『世界エイズデー』」



# 第2章

---

## 人権教育・啓発 基本計画の推進

政府は、これまで、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や「人権擁護推進審議会」の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところ、平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画を閣議決定によって策定（平成23年4月1日一部変更）したことから、同計画に基づいた人権教育・啓発に関する施策を推進している。令和元年度においても、同計画を踏まえ、法務省、文部科学省を始め各府省庁において、本報告書に記載されている各種施策に取り組んできた。

今後とも、同計画が掲げている人権教育・啓発の基本的な在り方、人権教育・啓発の推進方法等に基づき、人権教育・啓発の施策の推進に向け、各府省庁間の緊密な連携の下、引き続き必要な施策を推進したい。

本報告においては、同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき、ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等（76頁参照）、性的指向・性自認に関する人権（77頁参照）、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応（78頁参照）並びに東日本大震災に伴う人権問題（80頁参照）に関する施策について報告した。

政府は、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。

殊に、新型コロナウイルス感染症に関しては、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生するとともに、自粛生活の中で、DVや児童虐待の増加も懸念されており、人権教育・啓発の観点からも、本報告の取りまとめ時点における最も重要な課題の一つといっても過言ではなく、政府として適切に対応していかなければならない。

最後に、人権課題に対する政府の取組について、引き続き、現状分析と不断の見直しを行い、一層効果的な人権教育及び啓発に関わる施策の推進に努めていくこととする。



## トピックス

## 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」は、令和2年3月以降同年5月に至るまで複数回にわたり「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をまとめていますが、その中でも、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません」、「医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及」んでいる、「物流など社会機能の維持に必要とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる」、「感染者に関する報道を通じて、SNSやインターネット上で、個人や家族、勤務先等を追跡・特定され、嫌がらせを受ける事例が報告されている。また、感染から回復された方、その濃厚接触者だった方に対して、学校や職場が理解を示さず、速やかな復帰ができない事例が報告されている」などといった言及がされています。

政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。同年5月25日変更。以下「基本的対処方針」という。）において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として、「感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うこと、「患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう」適切に取り組むこと、「海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する」ことなどを掲げ（基本的対処方針の三(1)①, (6)1) ①及び②）、各種の取組を実施してきました。

法務省の人権擁護機関では、法務省ホームページや公式SNSを用いて、繰り返し、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見は許されないものであり、このような行為を行わないよう呼びかけるとともに、被害に遭った方に向けて人権相談の窓口の周知を行いました。

また、全国の法務局・地方法務局に対して、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談への適切な対応を指示するとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じました。

加えて、感染者・濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に貢献している方やこれらの方々の御家族、本邦外出身者に対する誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動

の事例が報告されていることを踏まえ、法務大臣から、このような不当な差別は許されるものではないこと、そして、法務省の人権擁護機関として、不当な差別・偏見が行われることのないよう、引き続き人権擁護活動にしっかりと取り組んでいく旨を発信しました。

さらに、文部科学省では、令和2年3月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること」としています。

また、「児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること」など、海外から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出しました。

### 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や虐待に対する 法務大臣ビデオメッセージ

法務大臣の森まさこです。

まず、冒頭、人と人との接触を8割削減するとの目標の実現に向けて、外出自粛の要請に応じてくださっている国民の皆様に改めて感謝申し上げます。



また、新型コロナウイルス感染症に関連して、昼夜を問わず、最前線で検査や治療などにご尽力されている医療従事者の方々に心からの敬意を表したいと思います。

さらに、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々にも心から謝意を申し上げます。

しかしながら、これらの方々やそのご家族が不当な差別的取扱いを受けるなど悲しい事例も報道されています。

国民が一丸となって感染の拡大に立ち向かうべきときに、こうした方々を傷付けるような不当な差別や偏見は決してあってはなりません。感染者やその属する施設・機関あるいは、我が国に居住する外国人の方々等に対する誤解や偏見に基づく差別もあってはならないものです。

一方で、休業や外出の自粛が要請されている中で、DVや虐待の増加も大きな心配です。

私たちは、皆さんの助けになりたいと考えています。

法務省の人権擁護機関では、緊急事態宣言が行われた後も、差別や虐待等の様々な人権問題について、電話やインターネットで相談を受け付けています。

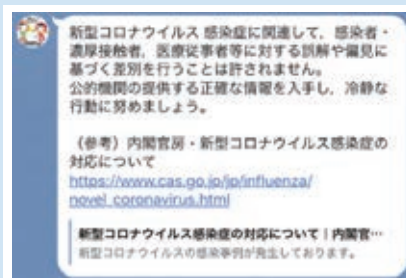
配偶者やパートナーからのDVにお悩みの方は、「みんなの人権110番」や「女性の人権ホットライン」に電話してください。インターネットによるメール相談もご利用ください。

児童生徒の皆さんは、フリーダイヤル「子どもの人権110番」やスマートフォンからも利用可能な「子どもの人権SOS-eメール」を活用してください。

そして、DVや虐待を見聞きした方も、どうぞ私たちにご連絡ください。

秘密は守ります。安心してください。

一人で悩まずに、どうぞ、ご相談ください。



新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報入手し、冷静な行動に努めましょう。

(参考) 内閣官房・新型コロナウイルス感染症の対応について  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/ncov-el\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/ncov-el_coronavirus.html)

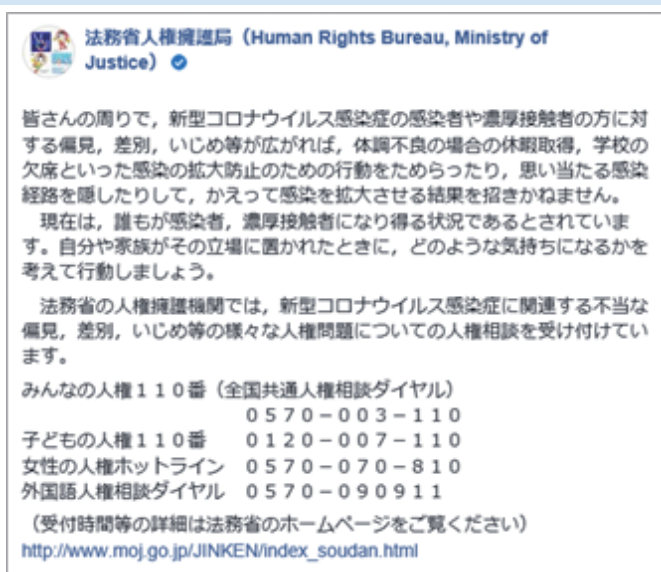
新型コロナウイルス感染症の対応について | 内閣官房  
 新型コロナウイルスの感染事例が発生しております。



法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

詳しくはこちら  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

法務省：人権相談  
 リンクを開くにはこちらをタップ



法務省人権擁護局 (Human Rights Bureau, Ministry of Justice)

皆さんの周りで、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者の方に対する偏見、差別、いじめ等が広がれば、体調不良の場合の休暇取得、学校の欠席といった感染の拡大防止のための行動をためらったり、思い当たる感染経路を隠したりして、かえって感染を拡大させる結果を招きかねません。

現在は、誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であるとされています。自分や家族がその立場に置かれたときに、どのような気持ちになるかを考えて行動しましょう。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の様々な人権問題についての人権相談を受け付けています。

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)  
 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル 0570-090911

(受付時間等の詳細は法務省のホームページをご覧ください)  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

法務省人権擁護局LINE・Facebook公式アカウントに投稿したメッセージ

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

### Ⅲ.提言等

#### 2. 市民と事業者の皆様へ

##### (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(抜粋)